

概要版

第2期高知県地域福祉支援計画

～県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現～



地域福祉とは、誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

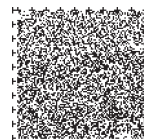
この計画は、社会福祉法第108条に基づき、市町村による地域福祉の取組を支援するために策定したもので、分野横断的に県としての対応方針を定めています。

高知県地域福祉計画

検索

クリック!

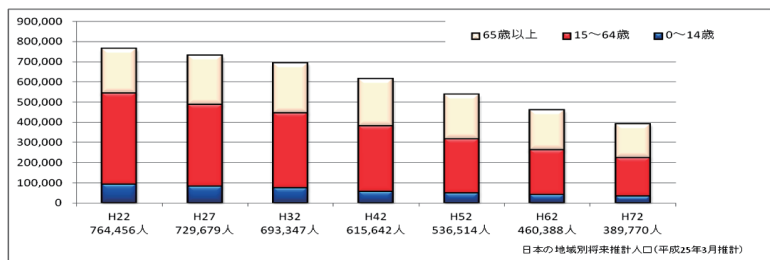
高知県
平成28年3月



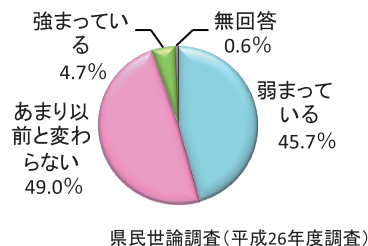
第2期計画の策定の背景

- 高知県では、市町村の地域福祉の推進を支援するため、平成23年3月に第1期高知県地域福祉支援計画を策定し、取組を進めてきました。
- この第1期計画に基づく取組の結果、「あったかふれあいセンター」が、平成27年度末には、29市町村、拠点42箇所、サテライト190箇所まで広まり、地域福祉の拠点として普及・定着してきたほか、平成25年度末には全ての市町村で地域福祉計画を策定するなどの一定の成果がありました。
- 一方、人口減少・少子高齢化のさらなる進行や、貧困、虐待などの課題の多様化や複合化も見られるなど、地域で支援を必要とする方の増加が見込まれます。
- 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みを、地域地域で作り上げていくためには、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化していく必要があります。

高知県の総人口の見通し



地域の支え合いの力



こうした背景を踏まえ、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目指して、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化するため、高知県地域福祉支援計画を改定することとしました。

計画の基本的事項

計画策定の目的・目標

この計画は、市町村が、住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定し、それぞれの地域において、県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を目標に取組を進めます。

地域福祉の方向性

本計画では、取組をより強固にするために、「高知型福祉」を実現するための方向性として、8本の柱を軸とした取組を推進します。

(Ⅰ) 地域の実情に応じた地域福祉の推進

- 1) 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
- 2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
- 3) 生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
- 4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

(Ⅱ) 地域福祉を推進する基盤の確保

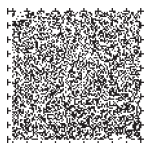
- 5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
- 6) 福祉を支える担い手の確保・育成
- 7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
- 8) 地域福祉アクションプランの推進

計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

計画の推進体制

日本一の健康長寿県構想推進会議や高知県社会福祉審議会等において、施策の進捗管理を行い、計画の効果的な推進を図るとともに、次年度以降の施策に反映します。



計画の内容

柱1：小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化

現状／課題

- 人口減少、少子高齢化の進行や、地域の支え合いの力が弱まっていることなどに伴い、独居高齢者の見守りや生活支援といった福祉課題への対応がますます求められています。
- 「あったかふれあいセンター」は、地域福祉の拠点として普及・定着してきていますが、多様化・複雑化する福祉課題に対応していくためには、新たな介護保険制度や生活困窮者自立支援制度などを最大限に活かしつつ、「あったかふれあいセンター」をより進化・発展させていく必要があります。

主な取組

- 「あったかふれあいセンター」などの小規模多機能支援拠点を、生活圏域などの地域の実情を踏まえて整備するよう支援します。
- 介護予防プログラムの提供、認知症カフェの設置など、「あったかふれあいセンター」の地域福祉の拠点としての機能を充実・強化します。
- 「あったかふれあいセンター」の機能強化のため、地域福祉コーディネーターやスタッフの育成・強化を進めます。

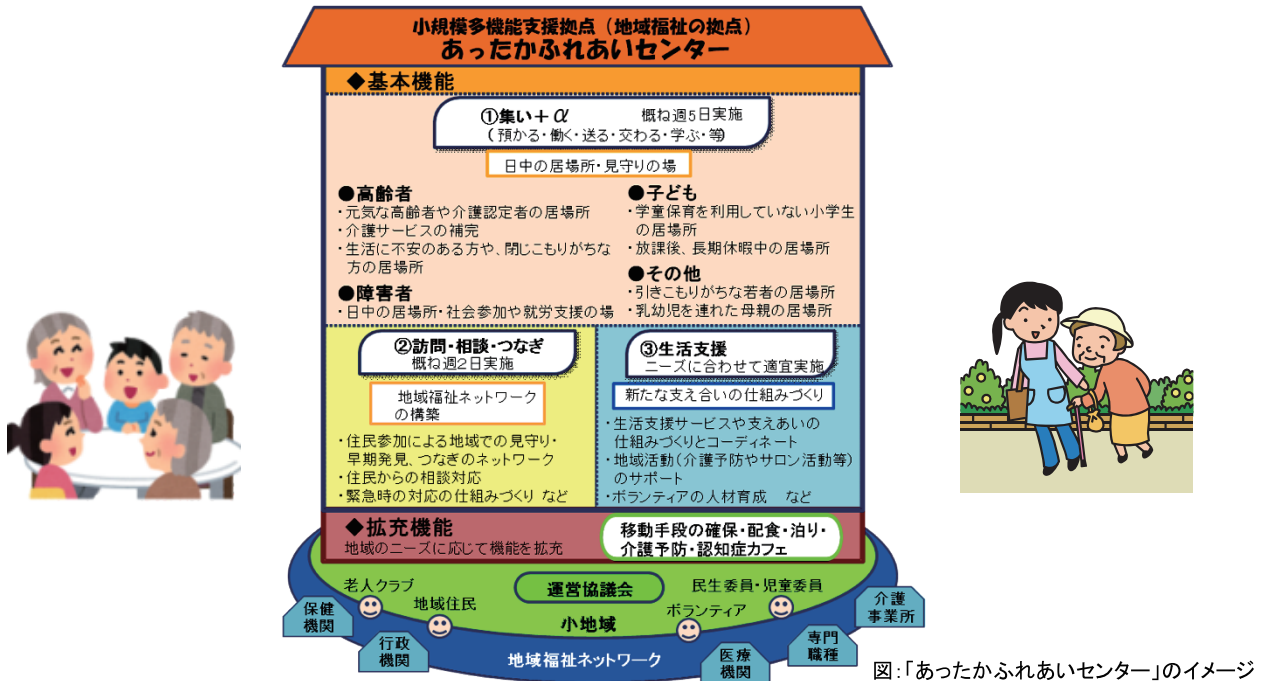


図:「あったかふれあいセンター」のイメージ

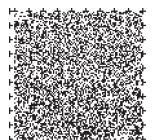
柱2：新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり

現状／課題

- 福祉のニーズが増大する中、住民主体の活動や、NPOなどの多様な主体が高齢者を支えていく体制の構築が重要になっています。

主な取組

- 介護予防の充実に向け、高齢者やNPOなどの多様な担い手を育成します。
- 介護予防拠点整備を支援するとともに、住民主体の介護予防の取組を進めます。
- 認知症サポーターの養成や認知症高齢者等の見守り体制づくり等の取組を推進します。
- 「あったかふれあいセンター」などが、小地域での住民活動をサポートする取組を推進するとともに、社会福祉協議会等と連携してサロン活動の普及に取り組みます。



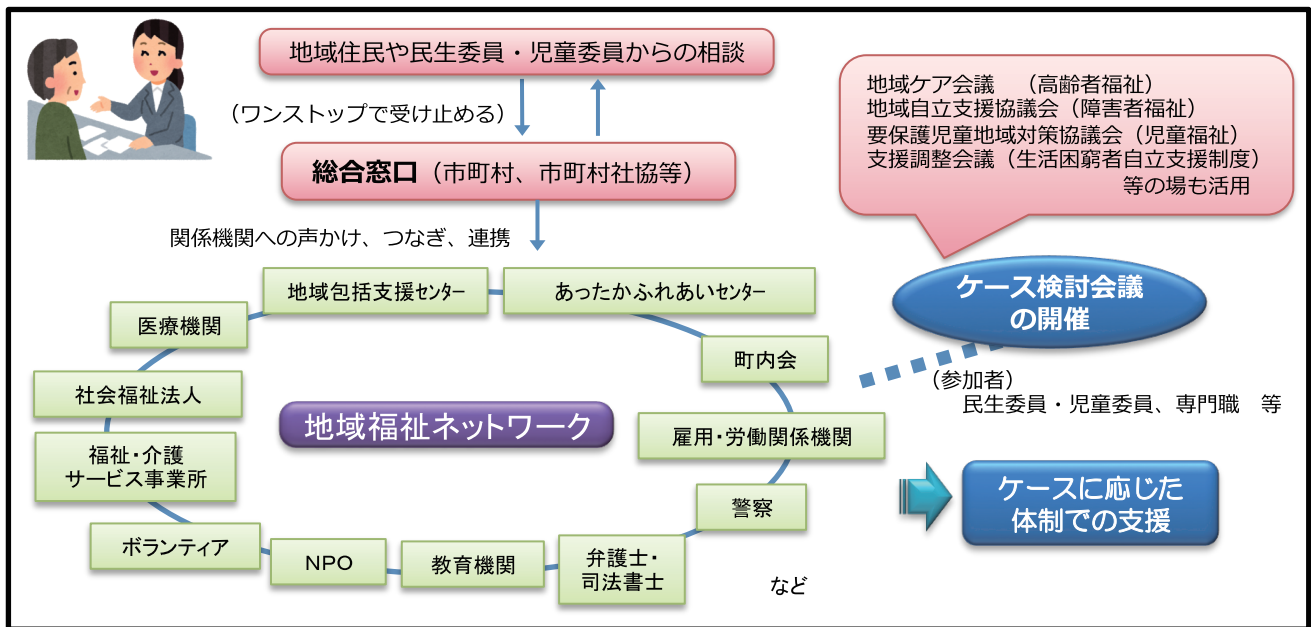
柱3：生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり

現状／課題

- 近年の福祉課題は複雑・多様化してきており、「あったかふれあいセンター」や、ボランティア、行政、各分野の専門機関等の多様な主体が地域の問題に対して連携して対応する重層的な支援体制の構築が必要となっています。
- 生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の充実を図るため、平成27年度に生活困窮者自立支援制度が本格施行となり、生活困窮者を地域で支える取組が重要となっています。
- 社会福祉法の見直しなどがなされるなど、社会福祉法人等による社会貢献活動への期待が高まっています。

主な取組

- 高齢者や障害のある人、子育て中の家庭など、支援を必要とする様々な人が、各分野の相談窓口を通じて必要とするサービスや支援につながる仕組みづくりを推進します。
- 市町村における生活困窮者等に対する相談支援体制の構築を推進します。
- 生活困窮者の就労促進など自立に向けた取組を強化します。
- 社会福祉法人が社会貢献活動の一環として行う地域福祉活動を推進します。
- 県、高知県民生委員児童委員協議会連合会、民間団体との3者による地域見守り協定に基づく活動の充実・拡大を推進します。



柱4：防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

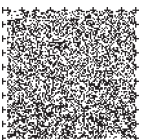


現状／課題

- 自主防災組織の組織率は、平成27年4月1日現在で92.7%となっています。
- 南海トラフ地震対策として、避難行動要支援者等に対する避難支援や福祉避難所の確保を推進する必要があります。

主な取組

- 自主防災組織の育成・整備を進めます。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び避難訓練の実施を促進します。
- 福祉避難所の指定促進及び運営体制の強化を進めます。



柱5：中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

現状／課題

- 中山間地域では、特に過疎化・人口減少が進み、地域活動の後継者不足や生活課題の多様化、産業の衰退といった様々な課題への対応が必要となっています。
- 中山間地域の住民が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくため、住民参画により、集落機能維持や地域活動の担い手確保等の課題を解決する仕組みづくりを進めることが必要です。

主な取組

- 中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う「集落活動センター」の取組への支援を行います。
- 「集落活動センター」と「あったかふれあいセンター」とが連携し、中山間地域における生活支援サービスの確保・充実を図ります。



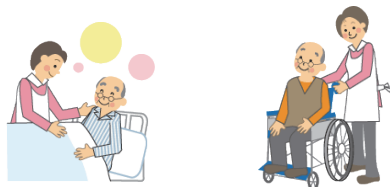
柱6：福祉を支える担い手の確保・育成

現状／課題

- 高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって、介護人材が不足すると見込まれています。
- 福祉分野の仕事は、低収入、身体的負担が大きいといったイメージが先行し、人材確保の面で厳しい状況に置かれています。
- 地域の様々な福祉課題に柔軟に対応していくため、地域福祉活動の推進役である民生委員・児童委員に対する期待が大きくなっており、活動の充実や負担の軽減に取り組む必要があります。
- 地域住民等が地域福祉の担い手となるような取組が必要です。

主な取組

- 新たな人材の参入促進策と人材の定着促進・離職防止対策の抜本強化の取組により、福祉・介護人材の安定確保・サービスの向上を図ります。
- 民生委員・児童委員への研修の充実や活動の活性化を図ります。また、民生委員・児童委員を支える体制の強化を推進します。
- ボランティアやNPO、民間企業などが、地域福祉の担い手となるよう、人材育成や仕組みづくりを推進します。



高知県における地域の見守り活動に関する協定ロゴマーク



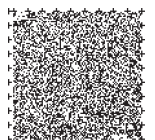
柱7：利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

現状／課題

- 利用者にとって必要な情報が不足しているため、利用者の適切な福祉サービス選択につながっていない場合があります。
- 高齢化の進展等に伴って、判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助が必要な場合が増加しています。

主な取組

- 福祉サービスの第三者評価や福祉サービス提供に関する苦情解決の仕組みなど、適切な福祉サービスの利用促進のための取組を進めます。
- 権利擁護に関する取組の周知などにより、身近な支援体制の構築を図ります。
- 成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。



柱8：地域福祉アクションプランの推進

■ 地域福祉アクションプランとは

市町村が社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が地域住民や福祉活動を行う民間団体の自主的な福祉活動を中心とした、地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。



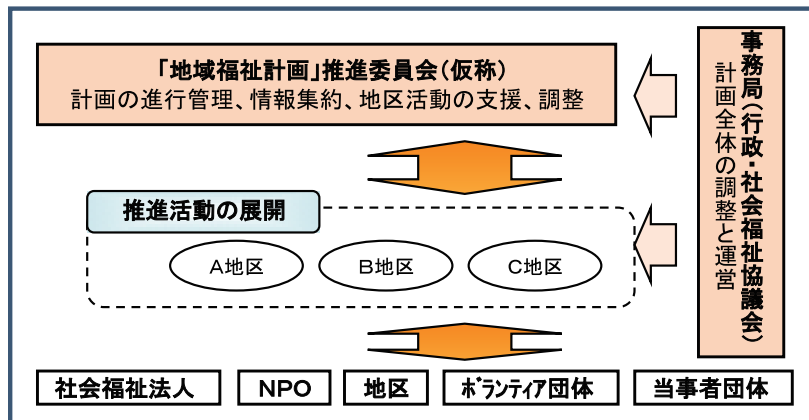
現状／課題

- 地域福祉計画は平成25年度末に全市町村で策定完了し、地域福祉活動計画もほぼすべての市町村社会福祉協議会で策定が完了しています。
- 地域福祉アクションプランの推進や官民協働の推進体制の一層の充実を図る必要があります。

主な取組

- 市町村の推進体制の整備・充実や、PDCAサイクルによる見直し等を通じた、地域福祉アクションプランの推進を図ります。

【市町村推進体制(イメージ)】



地域での実践活動

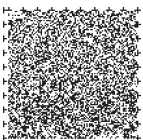
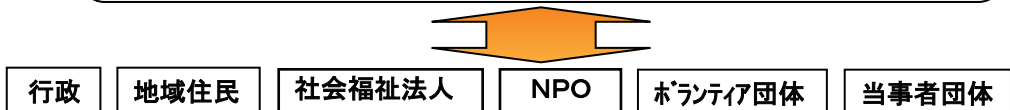
それぞれの地区(小地域)で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。

地区協議会【イメージ】

計画の進行管理
情報集約
活動の支援
調整

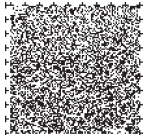
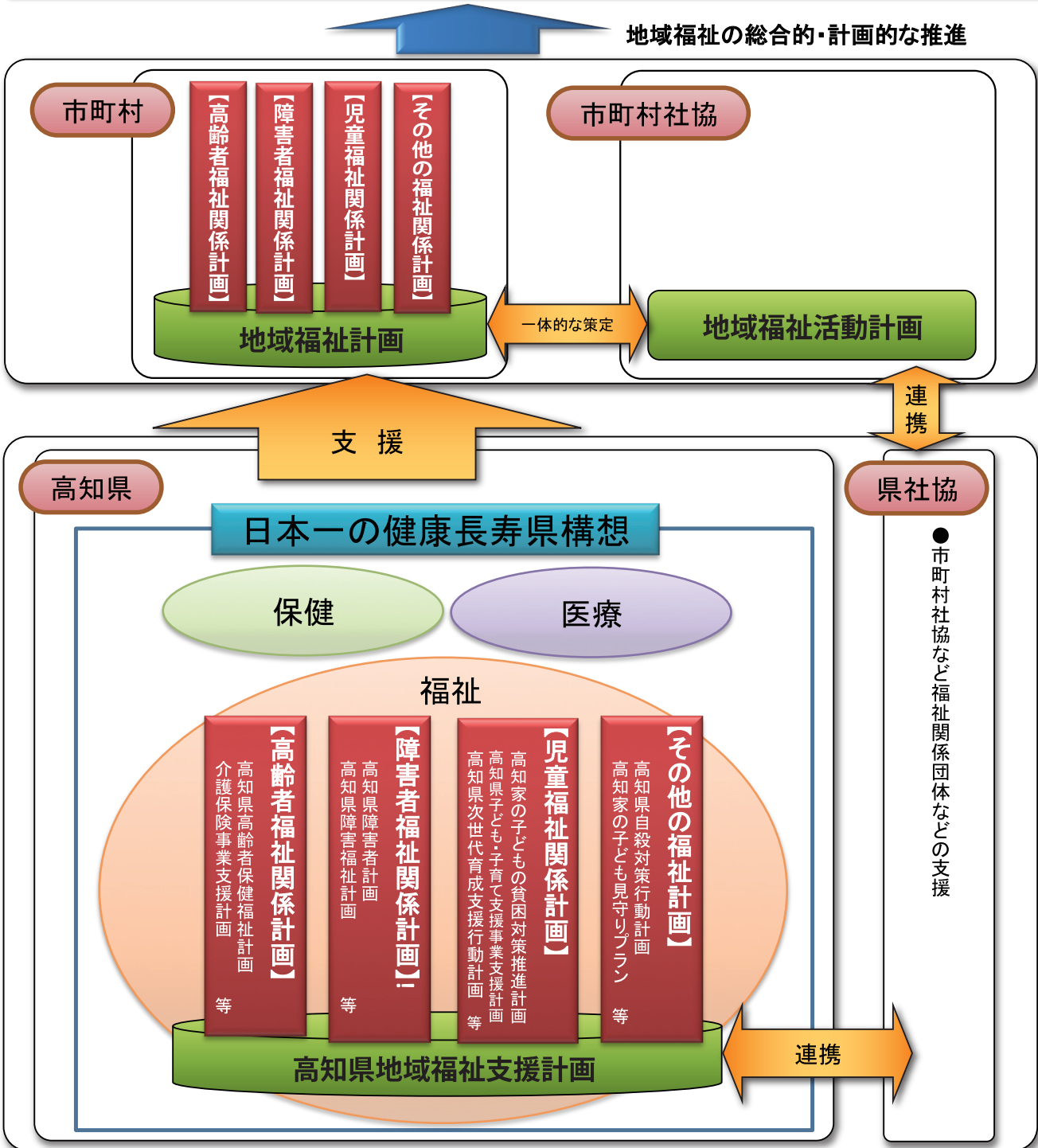
推進活動の展開

- 例) ・あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
 ・地域での高齢者や障害者、子どもの見守り活動
 ・災害時要配慮者の把握 など



(参考) 地域福祉支援計画と地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現





発行・編集：高知県地域福祉部地域福祉政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9090 FAX:088-823-9207

E-mail:060101@ken.pref.kochi.lg.jp

URL:<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/2016033000038.html>

